

なお、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設が同日において現に有しているユニット(同日以降に改築されたものを除く。)にあつては、10.65平方メートル以上であれば足りるものとする。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準としていることについても、上記と同様の趣旨である。

ロ ユニット型準個室

ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65平方メートル以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されてい

(同日以降に改築されたものを除く。)にあつては、10.65平方メートル以上であれば足りるものとする。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準としていることについても、上記と同様の趣旨である。

るとはいえず、準個室としては認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準としていることについては、21.3平方メートル以上とすることが原則であるが、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、21.3平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

(5)～(8) (略)

(9) 廊下(第4号)

ユニット型特別養護老人ホームにあつては、多数の入居者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

このほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の廊下の

(5)～(8) (略)

(9) 廊下(第4号)

小規模生活単位型特別養護老人ホームにあつては、多数の入居者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

このほか、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の

幅については、第3の2を準用する。この場合において、第3の2の中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

- (10) ユニット型指定介護老人福祉施設の設備については、上記の(1)から(9)までによるほか、第3の1を準用する。

4 利用料等の受領

第4の7は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において第4の7の(1)及び(4)中「基準省令第9条」とあるのは「基準省令第41条」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 介護

- (1)～(3) (略)

- (4) ユニット型指定介護老人福祉施設における介護については、上記の(1)から(3)までによるほか、第4の1の(3)から(6)までを準用する。この場合において、

廊下の幅については、第3の2を準用する。この場合において、第3の2の中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

- (10) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の設備については、上記の(1)から(9)までによるほか、第3の1を準用する。

4 利用料等の受領

- (1) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者から、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用の額の支払を受けることができるが、この取扱については、「小規模生活単位型指定介護老人福祉施設等の居住費について」(平成15年3月17日老計発第0317002号、老振発第0317003号、老健発0317003号、厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)を参照すること。

- (2) 第4の7 (3)の①を除く。は、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において第4の7の(1)中「基準省令第9条」とあるのは「基準省令第41条」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 介護

- (1)～(3) (略)

- (4) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における介護については、上記の(1)から(3)までによるほか、第4の11の(3)から(6)までを準用する。この場合にお

第4の11の(6)中「第6項」とあるのは「第7項」と読み替えるものとする。

7 食事

(1)・(2) (略)

(3) ユニット型指定介護老人福祉施設における食事については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の12の(1)から(8)までを準用する。

8 社会生活上の便宜の提供等

(1) (略)

(2) ユニット型指定介護老人福祉施設の居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。

(3) ユニット型指定介護老人福祉施設における社会生活上の便宜の提供等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の14の(2)から(4)までを準用する。この場合において、第4の14の(2)中「同条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「第45条第3項」と、同(4)中「同条第4項」とあるのは「第45条第4項」と読み替えるものとする。

9 運営規程（基準省令第46条）

(1) (略)

(2) 第4の22の(1)及び(3)から(5)までは、ユニット型

いて、第4の11の(6)中「第6項」とあるのは「第7項」と読み替えるものとする。

7 食事

(1)・(2) (略)

(3) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における食事については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の12の(1)から(5)までを準用する。

8 社会生活上の便宜の提供等

(1) (略)

(2) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。

(3) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における社会生活上の便宜の提供等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の14の(2)から(4)までを準用する。この場合において、第4の14の(2)中「同条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「第45条第3項」と、同(4)中「同条第4項」とあるのは「第45条第4項」と読み替えるものとする。

9 運営規程（基準省令第46条）

(1) (略)

(2) 第4の22の(1)及び(3)から(5)までは、小規模生活

指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第4の22中「基準省令第23条」とあるのは「基準省令第46条」と、「同条第1号から第7号まで」とあるのは「同条第1号から第8号まで」と、同(3)中「第5号」とあるのは「第6号」と、同(4)中「第6号」とあるのは「第7号」と、同(5)中「第7号」とあるのは「第8号」と読み替えるものとする。

10 勤務体制の確保等

(1) (略)

(2) ユニット型指定介護老人福祉施設における介護職員等の勤務体制については、次の配置を行うことが望ましい。

①・② (略)

(3) ユニット型指定介護老人福祉施設における勤務体制の確保等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の23を準用する。この場合において、第4の23中「第24条」とあるのは「第47条」と、同(3)中「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同(4)中「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとする。

11 準用

基準省令第49条の規定により、基準省令第4条から第8条まで、第10条、第12条、第15条、第17条から第22条の2まで及び第26条から第37条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用

単位型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第4の22中「基準省令第23条」とあるのは「基準省令第46条」と、「同条第1号から第7号まで」とあるのは「同条第1号から第8号まで」と、同(3)中「第5号」とあるのは「第6号」と、同(4)中「第6号」とあるのは「第7号」と、同(5)中「第7号」とあるのは「第8号」と読み替えるものとする。

10 勤務体制の確保等

(1) (略)

(2) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における介護職員等の勤務体制については、次の配置を行うことが望ましい。

①・② (略)

(3) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における勤務体制の確保等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の23を準用する。この場合において、第4の23中「第24条」とあるのは「第47条」と、同(3)中「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同(4)中「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとする。

11 準用

基準省令第49条の規定により、基準省令第4条から第8条まで、第10条、第12条、第15条、第17条から第22条の2まで及び第26条から第37条までの規定は、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設につい

されるものであるため、第4の1から6まで、8、10、13、15から21まで及び24から32までを参照されたい。この場合において、第4の10の(5)のなお書きは、「なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容は、入居者が自らの生活様式や生活支援に沿って、自律的な日常生活を営むことができるように、1日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものである。」と読み替えるものとする。

第6 一部ユニット型指定介護老人福祉施設

1 第6章の趣旨

平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型指定介護老人福祉施設とし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1章、第3章及び第4章ではなく、第6章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2章（基準省令第2条）に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

て準用されるものであるため、第4の1から6まで、8、10、13、15から21まで及び24から32までを参照されたい。この場合において、第4の10の(5)のなお書きは、「なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容は、入居者が自らの生活様式や生活支援に沿って、自律的な日常生活を営むことができるように、1日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものである。」と読み替えるものとする。

第6 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設

1 第6章の趣旨

平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設とし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1章、第3章及び第4章ではなく、第6章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2章（基準省令第2条）に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準省令第51条は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針は、ユニット部分にあつてはユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針（基準省令第39条）に、また、それ以外の部分にあつては指定介護老人福祉施設の基本方針（基準省令第1条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備、利用料等の受領、指定介護福祉施設サービスの取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準省令第52条から第57条まで、第59条及び第60条に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3・4 （略）

5 一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分については第5に、また、それ以外の部分については第2から第4までに、それぞれ定めるところによる。

基準省令第51条は、一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針は、ユニット部分にあつては小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針（基準省令第39条）に、また、それ以外の部分にあつては指定介護老人福祉施設の基本方針（基準省令第1条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備、利用料等の受領、指定介護福祉施設サービスの取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準省令第52条から第57条まで、第59条及び第60条に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3・4 （略）

5 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分については第5に、また、それ以外の部分については第2から第4までに、それぞれ定めるところによる。